

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
第十一条の七第一項中「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項」に改める。

第十一条の八第四項中「第十六条の三第七項又は第八項」を「第十六条の三第八項又は第九項」に改める。

第十五条第二項第一号中「、第九条の九の二第一項」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六条の見出し中「並びに法人の県民税の利子割額の控除不足額」を削り、同条中「並びに施行令第九条の九の二第一項に規定する法人の県民税の利子割額の控除不足額」を削る。

第三十条の五第一号中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改め、同条第二号中「財団法人広島県体育協会」を「公益財団法人広島県体育協会」に改める。

第七十条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「又は第二項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に、「帳簿書類」を「帳簿」に改め、同条第三項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に、「帳簿書類」を「帳簿」に改め、同条第八項中「帳簿書類」を「帳簿」に改める。

第七十一条第一項各号列記以外の部分中「帳簿書類」を「帳簿」に改め、同項第一号及び第二号中「保存帳簿書類」を「保存帳簿」に改め、同条第二項第一号中「保存帳簿書類」を「保存帳簿」に改め、同条第三項、第五項、第六項及び第八項中「帳簿書類」を「帳簿」に改める。

別記様式第四十五号の二中
「法人の県民税
法人の事業税
地方法人特別税
法人の県民税の利子割額
中間納付額等
の
控除不足額
を
中間納付額等
の
控除した額
を」

「法人の県民税
法人の事業税
地方法人特別税
の
中間納付額等
を」

納付すべき額 (控除すべき額)	①	納付すべき額 (控除した額)	②	還控
--------------------	---	-------------------	---	----

「 付 額 除 不 足 額 」 ①-②	や	「 納 付 額 ① 」	や	「 納 付 す べ き 額 ② 」	や	「 還 付 額 ①-② 」	よ ろ こ び 回 整
---	---	----------------------------	---	---	---	------------------------------	----------------------------

な (注) 中 2 ※印欄は、記入しないでください。

2 法人の県民税の利子割額の控除不足額の還付を請求する場合には、「納付年月日」欄の記載の必要はありません。」 や 「※印欄は、記入しないでください。」と記載する。

民記整式録七十三号中「第157条第1項」や「第112条の11第1項」とある。

民記整式録七十三号の11中「第157条第2項」や「第112条の11第2項」とある。

民記整式録七十三号の14及び民記整式録七十三号の15中「第158条第1項」や「第112条の12第1項」とある。

民記整式録七十四号中「第159条第1項」や「第112条の13第1項」とある。

民記整式録八十一号中「登録番号・車台番号・有効期限を訂正したもの」や「登録番号、車台番号及び有効期限のないもの」とある。

民記整式録八十二号の11中「及び領収日付印」や「、有効期限及び領収日付印」とある。

民記整式録八十二号の11中「、滞納」や「滞納」及び「及び領収日付印」や「、有効期限及び領収日付印」とある。

民記整式録八十六号中「電子計算機を利用して作成する や 「電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等の承認申請書」

成する」及び「帳簿書類に」や「帳簿に」及び「第748条第1項」や「第748条」及び「第748条第1項」

条第1項」や「第88条第3項」及び「同法第754条 において準用する同法第750条第1項」

条第1項」や「同法第754条において準用する同法第71条第1項」及び「帳簿書類」

類の種類の①」や「帳簿の種類①」及び「帳簿書類の保存場所」

「 類 の 保 存 場 所 備 付 け を 開 始 す る 日 の 保 存 に 代 え る 日 」	や	「 帳 簿 の 備 付 け を 開 始 す る 日 又 は 帳 簿 類 の 保 存 に 代 え る 日 」	」
---	---	---	---

①の帳簿書類の全部又は一部について電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等をやめようとする旨の届出書を提出している場合にはその提出した年月日

①の帳簿書類の全部又は一部について電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等の承認取消し通知書を受けた年月日がある場合はその通知を受けた年月日

や

①の帳簿の全部又は一部について電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等をやめようとする旨の届出書を提出している場合にはその提出した年月日

①の帳簿の全部又は一部について電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認取消し通知書を受けた年月日がある場合はその通知を受けた年月日

計をい	計の場
日	日

ひびる。

別記様式第八十七号中 「電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等の承認通知書」 や 「電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等の承認通知書」 や 「帳簿に」 ひ 「第748条第 項」 や 「第748条」 ひ 「第 条第 項」 や 「第88条第3項」 ひ 「帳簿書類の種類」 や 「帳簿の種類」 ひ

別記様式第八十八号中 「電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等の承認の申請却下通知書」 や 「電子計算機を利用して作成する帳簿の種類」 ひ 「帳簿に」 ひ 「第748条第 項」 や 「第748条第 項」 ひ 「第 条第 項」 や 「第88条第3項」 ひ 「帳簿書類の種類」 や 「帳簿の種類」 ひ

「電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等の承認通知書」 や 「電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存に代える日」

「帳簿書類の保存場所」 や 「帳簿に」 ひ 「第748条第 項」 や 「第748条第 項」 ひ 「帳簿書類の種類」 や 「帳簿の種類」 ひ 「帳簿書類の保存に代える日」

ひびる。

「電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等をやめようとする旨の届出書」 や 「電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等をやめようとする旨の届出書」 ひ 「帳簿書類に」 や 「帳簿に」 ひ 「第748条第 項」 や 「第748

「第 条第 項」 や 「第88条第3項」 ひ 「帳簿書類の種類」

帳簿書類の保存場所	帳簿書類の種類
帳簿書類の保存場所	帳簿書類の保存場所

「帳簿書類の保存場所」 ひびる。

別記様式第九十一号中 「電子計算機を利用して作成する帳簿書類の保存等の変更届出書」 や 「電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の変更届出書」

簿の種類」に改める。

別記様式第百三十一号の二十中 「電子計算機を利用して作成する帳簿」や「電子計算機書類の保存等の承認取消し決議書」の保存等の帳簿
を利用して作成する帳簿」及び「帳簿書類に」及び「第748条第1項」及び「承認取消し決議書」及び「帳簿に」及び「第748条第1項」及び「第748条第1項」及び「第748条第1項」及び「帳簿書類の種類」及び「帳簿の種類」に改める。

別記様式第百三十九号中「**地方法人特別税**」を「**地方法人特別税額**」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中広島県税規則第十一条の七、第十五条、第二十六条、第七十条及び第七十一条の改正規定、別記様式第四十五号の二の改正規定、別記様式第八十六号の改正規定（「第1条第1項」を「第88条第3項」及び「同法第754条 において準用する同法第750条第1項」を「第88条第3項」及び「同法第754条 において準用する同法第750条第1項」及び「第88条第3項」に改める部分を除く。）、別記様式第八十七号及び別記様式第八十八号の改正規定（「第1条第1項」を「第88条第3項」に改める部分を除く。）、別記様式第八十九号の改正規定（「第71条」を削る部分を除く。）、別記様式第九十号の改正規定（「第1条第1項」を「第88条第3項」に改める部分を除く。）、別記様式第九十一号の改正規定、別記様式第九十二号及び別記様式第九十三号の改正規定（「第71条」を削る部分を除く。）並びに別記様式第九十四号の改正規定（「第1条第1項」を「第88条第3項」に改める部分を除く。）並びに第二条中広島県税事務取扱規則第二十三条の四の改正規定及び別記様式第百三十一号の十八から別記様式第百三十一号の二十までの改正規定（「第1条第1項」を「第88条第3項」に改める部分を除く。）は、平成二十八年一月一日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。